**住宅等改造支援事業実施要領**

１　趣旨

　　身体障害児・者（以下「障害者等」という。）を含む世帯において、障害者等が居住する住宅を当該障害者等の身体の状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修又は改築すること（以下「住宅改造」という。）により、本人及び介護者の負担軽減を図り、もって障害者等の福祉の増進を図る。

２　補助金交付先

補助金の交付先は、中核市を除く市町村（広域連合を含む。以下「市町村等」という。）とする。

３　事業の実施主体

事業の実施主体は、４に該当する者とする。

４　対象者

　　当該市町村等の区域内に住所を有し、住宅改造を必要とする身体障害者手帳の交付を受けた者で身体上の障害が１級若しくは２級の者又は下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）のある障害等級３級の者を含み、かつ、世帯の主たる生計中心者の前年の所得税額が30万円未満のものとする。（介護保険制度の要支援１及び２並びに要介護１から５までのうち、いずれかに認定された者を除く。）

５　対象住宅

　　対象住宅は、当該市町村等の区域内に存し、４に定める障害者等が居住するものとする。ただし、借家にあっては、当該住宅の所有者の承諾を得なければならない。

６　対象工事

　　対象工事は、別表に定めるとおりとし、障害者等の身体状況等に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改修又は改築をするものとする。

７　市町村等の助成対象経費

　　市町村等の助成対象経費は、６に定める工事に係る費用のうち、市町村等の長が必要があると認めた経費とする。ただし、地域生活支援事業費補助金の日常生活用具給付等事業費（住宅改修費）の受給が可能なものを含む場合は、原則として当該補助金を優先させるものとする。

８　市町村等の調査等

（１）　市町村等の長は、４に該当する障害者等から補助金の交付の申請を受けた場合は、速やかに当該障害者等の身体状況、住居の状況、家庭の状況等を実地に調査し、工事見積書、改造箇所の改造前後の見取り図等に基づき、「住宅等改造支援事業調査書」（様式１）を作成するものとする。

（２）　市町村等の長は、住宅改造の計画が障害者等の生活の自立及び介護者の負担軽減のための適切な改造となるよう、福祉、保健、医療、建築等の専門知識を有する者の意見を聴取するなど相談援助に努めるものとする。

（３）　市町村等の長は、市町村等において補助金の交付の決定を行った工事に大幅な変更が生じる場合は事前に工事内容を現地で確認し、必要に応じて変更申請書を提出させるものとする。

（４）　市町村等の長は、知事が必要に応じて行う、この事業により補助金の交付の決定を受けた者の住宅改造後の生活状況に関する調査に協力するものとする。

９　工事完了後の検査

（１）　市町村等の長は、市町村等において補助金の交付の決定をした工事の完了を速やかに現地で検査するものとする。

（２）　市町村等の長は、申請者から請求書等当該工事に要した経費が明記された書類を徴し、確認の上補助金を交付するものとする。

10　提出書類

（１）　市町村等は、高知県在宅障害者支援事業費補助金交付要綱第４条の補助金交付申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

①住宅等改造支援事業調査書（様式１）

②事業計画書（様式２）

③見積書の写し（30万円以上の工事にあっては、２社以上とする。）

④改造箇所の改造前後の見取図の写し及び改造予定箇所の写真

⑤市町村が実施する住宅改造支援事業の実施要綱及び補助金交付要綱

（２）　市町村等は、高知県在宅障害者支援事業費補助金交付要綱第７条の実績報告書を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。

①事業実績報告書（様式３）

②改造後の写真（申請時に提出した調査書の別紙「改造内容」に写真番号を記載し、添付すること。）

③領収書又は請求書の写し（申請時の総事業費と実績時の領収額又は請求額とが異なる場合は、請求書の明細部分の写しも併せて添付すること。）

11　補助額の算定方法

（１）総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額と、補助基準額、対象経費支出予定額とを比較して最も少ない額を選定する。（＝市町村等補助基本額）

（２） 階層区分Ａは、市町村等補助基本額に３分の２を乗じた金額と市町村等補助予定額を比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助額とする。

階層区分Ｂは、市町村等補助基本額と市町村等補助予定額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助額とする。

いずれも、補助額の1,000円未満の端数は切り捨てる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階層区分 | 世帯状況 | 県・市町村等・対象世帯の負担割合 |
| Ａ | 主たる世帯の生計中心者の前年の所得税額が30万円未満の世帯地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第８号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の２第１項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年６月25日社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、扶養控除見直し前の旧税額を計算した上で、該当する世帯 | 各３分の１ |
| Ｂ | 生活保護による被保護世帯 | 各２分の１（ただし、対象世帯の負担なし） |

（注）世帯とは、生計を一にするものを同一世帯とする。